

保健福祉課

## 介護保険料の過誤請求について

## 1 請求誤りの対象と内容

令和8年(2026年)3月に新たに介護保険料の納付義務が生じた方(転入者及び同月に65歳の誕生日を迎えた方)及び所得更正のあった方のうち、口座振替による介護保険料の納付を登録していた方16名に対し、誤って介護保険料の納付書を送付してしまった結果、5月7日時点で11名の方が口座振替と納付書による重複納付となったことが確認されました。

## 2 過誤請求期間および返還対象期間

- ・過誤請求期間: 令和8年(2026年)3月分の介護保険料
- ・返還対象期間: 令和8年(2026年)3月分の介護保険料(重複納付された方のみ)

## 3 返還金額

91,000円(令和8年(2026年)5月7日時点で重複納付が確認できた分)

(過誤納金:91,000円 還付加算金:0円)

## 4 対応

納付書を発送した16名の方に経緯の説明を行い、お詫びします。また、重複納付となった方には令和8年(2026年)5月18日に還付を予定しています。

## 5 再発防止

事務処理マニュアルの見直しとともにダブルチェックを行うなどチェック体制を強化します。今後、同様な誤りを繰り返さないよう、信頼回復に努めてまいります。